

平成23年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年6月1日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	教育部長	新庄 敏雅
総務部長	竹内 睦夫	市民部長	中島 宗七
健康福祉部政策監	富田 久和	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 2 号 平成 2 2 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書  
について
- 第 5 議第 4 1 号から議第 5 1 号まで一括上程  
(専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 2 年度野洲市一  
般会計補正予算 (第 8 号)) 他 1 0 件)  
提案理由説明
- 第 6 予算常任委員会の委員の選任
- 第 7 予算常任委員会の正副委員長の互選結果の報告

#### 市長提出議案

- 報告第 2 号 平成 2 2 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につい  
て
- 議第 4 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 2 年度野洲  
市一般会計補正予算 (第 8 号))
- 議第 4 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 2 年度野洲  
市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 議第 4 3 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 2 年度野洲  
市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 議第 4 4 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市職員等の旅  
費に関する条例の一部を改正する条例)
- 議第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一  
部を改正する条例)
- 議案 4 6 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保  
険税条例の一部を改正する条例)
- 議第 4 7 号 平成 2 3 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 4 8 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 4 9 号 野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例
- 議第 5 0 号 工事請負契約の変更について (三上小学校校舎改築工事 (建築

主体工事))

議第51号 和解のあっせん及び仲裁の申立てについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第3回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、派遣の詳細については、お手元に配付しております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成23年度野洲市文化スポーツ振興事業団事業計画書及び会計予算書、平成22年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び財務諸表、平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書が市長より提出され、配付しておきましたのでご確認を願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第10番、市木一郎君、第11番、坂口哲哉君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

○議長(立入三千男君) 日程第4、報告第2号平成22年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。本日、ここに平成23年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案させていただきます議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項といたしまして、平成22年度繰越明許費繰越計算書1件を報告いたします。

また、専決処分につき承認を求めることが6議案、議決案件としまして、平成23年度補正予算1議案、条例の一部改正2議案、その他2議案の合計11議案につきましてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案及び報告案件の提案理由等をご説明申し上げます。

まず、報告第2号平成22年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。議案書の1ページをごらんください。

平成23年第2回議会定例会において、一般会計補正予算の繰越明許費として議決いただきました総務費の市有地地積調査事業他16件の事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

(日程第5)

○議長(立入三千男君) 日程第5、議第41号から議第51号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市一般会計補正予算(第8号))他10件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(岡野 勉君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件の朗読をさせていただきます。

専決補正予算、議第41号専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市一般会計補正予算(第8号))ほか2件、専決条例改正、議第44号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例)ほか2件、補正予算、議第47号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第1号)、条例改正、議第48号野洲市税条例の一部を改正する条例ほか1件、その他、議第50号工事請負契約の変更について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))ほか1件。

以上であります。

○議長(立入三千男君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、議案の説明を申し上げます。

まず、議第41号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成22年度野洲市一般会計補正予算(第8号)につきましては、別冊の平成22年度野洲市補正予算書をごらんください。まず、1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、各種譲与税、県税交付金、交付税等の額の確定、起債同意額の確定による過不足の調整や財政調整基金の積み立てなどを主なものとして補正したものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,313万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億8,294万円としたものです。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、8ページの第2表をごらんください。地方債の限度額につきましては、それぞれの事業の同意額の確定により、2件の廃止を含み、合計で4,440万円を減額したものです。

次に、第3条、繰越明許費の変更につきましては、10ページの第3表をごらんください。小学校施設整備事業で工事請負費の前金払い及び部分払いの金額の精査により、1億

3, 591万円を減額したものです。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

22ページ、総務費では、財政管理費で財政調整基金への積立金で1億6,800万円を追加したものです。

次に、32ページ、教育費の保健体育総務費では、野洲川歴史公園サッカー場において、広告料収入等の増により関係2市の負担金が不要となったため、22年度負担金の全額358万6,000円を減額したものです。

16ページをごらんください。一方、歳入につきましては、地方譲与税では、額の確定により、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税をそれぞれ追加しております。

次に、県税交付金関係では、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、18ページ、地方消費税交付金はそれぞれ増額し、自動車取得税交付金は減額をしております。

次に、地方交付税では、特例交付税の確定により、1億2,129万円を追加いたしました。

国庫支出金では、住宅関係の補助金3件をそれぞれ追加し、地域活性化対策の住民生活に光をそそぐ交付金は、追加交付分を補正いたしました。

次に、市債では、それぞれの事業について同意額の確定により、4,440万円を減額しております。

続きまして、議第42号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。35ページをごらんください。

平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,055万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億1,284万9,000円としたものです。

48ページをごらんください。まず、歳出につきましては、総務費では第5期野洲市介護保険事業計画策定支援業務に係る平成22年度分の委託料の不用分109万5,000円を減額し、保険給付費では居宅介護サービス給付費946万2,000円を減額したものです。

次に、46ページ、歳入につきましては、国庫支出金の財政調整交付金では、額の確定に伴い、1,296万4,000円を減額し、日常生活圏域ニーズ調査検証・評価事業補助金については、介護保険事業計画の前段の調査業務が補助対象とならなかったことから、

219万3,000円を減額いたしました。また、支払基金交付金では、地域支援事業支払交付金の額の確定に伴い、182万円を減額したものです。

続きまして、議第43号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。57ページをごらんください。

平成22年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億1,012万4,000円としたものです。

次に、第2条、地方債の補正については、62ページの第2条をごらんください。地方債の限度額につきましては、流域下水道事業の建設負担金の確定により230万円を減額したものです。

72ページをごらんください。歳出の主な内容につきましては、公共下水道事業費の管渠管理費では、排水汚水量の増量により浄化センター維持管理負担金に不足が生じたことから、340万円の追加、管渠築造費では、湖南中部流域下水道建設事業費負担金230万円を減額したものです。

一方、歳入につきましては、市債の下水道事業債は先ほどの地方債の補正のとおりです。

議第44号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市財政健全化集中改革プランにより、未支給としている職員等の旅費支給に係る日当について、東日本大震災に伴う被災地での復旧支援活動に職員を4月18日から派遣したことから、職員の支援地での活動経費を支弁するため、災害等の復旧に係る支援活動に従事する場合に限り日当を支給できるよう、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第45号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための特例を講じる必要から「地方税法等の一部を改正する法律」が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、即時に所用の改正が必要なものについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正の内容につきましては、東日本大震災により住宅や家財等の損失について、平成22年度分の総所得から控除できる市民税の所得計算の特例であります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第46号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案につきましては「地方税法施行令の一部を改正する政令」が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

なお、本条例は平成23年4月1日から施行するものです。

次に、議第47号平成23年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。別冊の平成23年度野洲市補正予算書をごらんください。

まず、1ページをごらんください。今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,316万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を189億6,516万3,000円とするものです。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、6ページの第2表をごらんください。防災センター施設整備に伴う用地取得費に充当する合併特例債1億2,690万円を増額するものです。

次に、16ページをごらんください。歳出の主な内容についてご説明申し上げます。総務費では、このたび、ものづくり経営インストラクタースクールの運営につき、全国中小企業団体中央会から10割の補助を受けて事業が実施できることとなったことから、インストラクター養成講座の開催経費等1,000万円を追加しようとするものです。

18ページ、消防費の消防施設費では、東消防署及び防災センターの施設整備事業で、用地取得費として合わせて2億4,000万円を追加しようとするものです。

なお、東消防署につきましては、用地が本市、建物が湖南広域行政組合となり、土地、建物の所有者が異なることから、「公有地の拡大の推進に関する法律」の適用は受けられるものの、「土地収用法」の適用は受けられないというのが、現在の関係機関の判断であります。しかし、湖南広域行政組合は、市町村事務の一部を共同処理している一部事務組合であり、所有者は異なっても、本市は当該組合の構成員であることから、実質的には本市も所有者であると考えられることから、土地収用法の適用が受けられる可能性を求め、今後も関係機関との協議を進める予定です。しかし、いずれの法律が適用されるかによって、税法上の特別控除の額が影響を受けるため、その差額による所得税等への影響額を勘案し、最終的に土地所有者に不利にならない価格で見積もっております。

一方、歳入につきましては、14ページにお戻りください。繰入金では、財政調整基金繰入金で1億1,500万円を増額しようとするものです。諸収入の雑入では、歳出で申しあげました全国中小企業団体中央会からの補助金1,000万円を追加し、市債では、先ほどの地方債の説明のとおり、1億2,690万円を追加するものです。

以上、一般会計補正予算（第1号）の提案説明といたします。

議第48号野洲市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための特例を講ずる必要から「地方税法等の一部を改正する法律」が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、所用の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、引き続き、税額控除を適用できることとした市民税の所得計算の特例などです。

なお、本条例は平成24年1月1日から施行するものです。

議第49号野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、水質汚濁防止法及び同法施行令が平成23年4月1日に改正されたこと等に伴い、所用の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。ただし、第63条第1項及び第64条第2項の改正規定につきましては、平成23年8月1日から施行するものです。

議第50号工事請負契約の変更について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))について、ご説明申し上げます。

建築主体工事の主な変更につきましては、建築躯体の変更による土工、コンクリート工及び鉄筋工の増工並びに屋根工事や空調用配管スペース等について変更が生じたことから、変更後の契約金額を2億1,502万3,200円とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第51号和解のあっせん及び仲裁の申立てについて、ご説明申し上げます。

篠原小学校校舎改築工事に係るエレベーター設置工事に関し、設計内容の不整合により、建築主体工事の手直しや建築構造設計の変更に伴う計画変更確認申請の手続が必要となり、そのために発生した損害について相手方との調整を図りましたが、当事者間での解決が見

込めないことから、損害額の負担割合を確定することについて、京都弁護士会紛争解決センターに和解のあっせん及び仲裁の申立てを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上の議案について、ご審議をよろしくお願いいたします。

(日程第6)

○議長(立入三千男君) 日程第6、予算常任委員会の委員の選任を議題といたします。

ただいま議題となっております予算常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職を含む全員を指名いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時20分 休憩)

(午前 9時30分 再開)

○議長(立入三千男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第7)

○議長(立入三千男君) 日程第7、予算常任委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

予算常任委員会委員長に第17番、鈴木市朗君、副委員長に第20番、河野司君、以上のとおり互選されましたのでご報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月2日から6月6日までの5日間は、議案調査のため休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、明6月2日から6月6日までの5日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。(午前 9時32分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年6月1日

野洲市議会議長                    立 入 三千男

署 名 議 員                    市 木 一 郎

署 名 議 員                    坂 口 哲 哉